



在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 再入国制限に対する緩和措置の要望

この度、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所は、在留資格を有する外国人に対する入国措置につき、下記のとおり日本政府に対して懸念を表するとともに、再入国にかかる緩和措置を要望致します。

当所と致しましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした日本への入国者に対するPCR検査の義務化や14日間の隔離措置など、日本政府による防疫措置を支持しております。また、入国制限緩和の一環として、入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」そして「定住者」に対する再入国を認めるとする決定についても承知しております。

しかしながら、当所と致しましては、更なる入国制限の緩和として、上記該当者を日本国籍保有者と同様、出国した日付を問わず、再入国を許可するよう御検討頂きたく、つきましては日本国政府に要望致します。

日本と同様、オーストラリアおよびニュージーランドは両国ともに新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として、非常に厳しい再入国の制限を設けております。しかしながら、両国では永住者、市民および永住者の近親者、加えてニュージーランドでは有効な在留資格を持つ者に対しては特別な許可を求めることなく、彼らの再入国を認めております。当所と致しましては、互恵関係に基づき、外国人についても日本人と同様に公衆衛生上の措置を踏まえて再入国できるよう求めることは理に適うものであると確信しております。

日本で活躍するオーストラリアおよびニュージーランドの企業および専門家ならびに両国と日本との良好なビジネス関係を支持する日本の方々の利益を代表する在日商工会議所として、私どもは日本国政府が外国人による日本社会に対する多大な貢献を正しく評価することを切に願います。外国人による貢献は単なる納税や消費に留まらず、日本語能力向上の努力、創業に伴う法人設立や支店・代表事務所の設置、産学連携による研究開発の推進など、いずれも対日投資を後押しするものです。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、制約を設けること自体は致し方ないと理解するものの、日本人と在留資格を持つ外国人とを区別する扱いは、将来的な外国人による貢献や協働の機会を著しく阻害するだけでなく、長きにわたり安全かつ安定した事業投資先であるとの日本に対する評価を毀損しうるものであり、当所としても懸念しております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会及び経済に対する甚大な影響からの復興において共に協力することを踏まえ、当所としては、日本が新型コロナウイルス感染拡大の収束後における地域経済および金融のハブとして、国際ビジネスにおける特出した地位を築くことのできる能力を余すことなく発揮することを期待しております。当所は日本国政府に対し、私どもの懸念を考慮の上、在留資格を有する外国人に対する再入国の制限を更に緩和し、日本国籍保有者と同様に公衆衛生の観点をもって再入国につき判断頂きたく、つきましては当書をもって要望致します。